

正誤表

2025年6月9日

2025年目標 TAC建築士講座

級	二級
講義	学科
科目	法規
教材	直前テスト① 解答解説

日付	頁	誤	正
6/9	P35 [No. 20] 肢5	法6条（確認済証の交付）の規定が準用される。令146条一号より、エレベーターは「政令で指定する建築設備」であり、設問の規模の一戸建て住宅は「 <u>法6条1項一号又は二号の建築物</u> 」には該当する。したがって、 <u>確認済証の交付が必要である。</u>	法6条（確認済証の交付）の規定が準用される。令146条一号より、エレベーターは「政令で指定する建築設備」であるが、 <u>設問の一戸建て住宅は告示1148号により「確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーター」に該当する。したがって、確認済証の交付は必要がない。</u>

以上のとおり、訂正をお願いいたします。